

# 令和 8 年度新規採用職員研修「さわやか対応基礎講座」(接遇研修) 実施業務委託事業者公募に係る 説明書

令和 8 年 2 月 18 日に公告した令和 8 年度新規採用職員研修「さわやか対応基礎講座」(接遇研修) 実施業務委託事業者の公募及び契約の締結等に当たり必要な手続きについては、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和 8 年度新規採用職員研修「さわやか対応基礎講座」(接遇研修) 実施業務

### (2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和 8 年 4 月 2 日(木)から令和 8 年 4 月 23 日(木)まで

### (4) 見積限度額

925,500 円 (消費税及び地方消費税を含む)

## 2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 茨城県総務部人事課

電話 : 029-301-2263 FAX : 029-301-2289 E-mail : jinji-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 応募資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 22 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの申立がなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

## 4 公募に係る質問受付及び回答

### (1) 受付期間

公募開始から令和 8 年 2 月 24 日(火)まで

### (2) 質問受付先

上記 2 担当部局に同じ。

### (3) 質問方法

「企画提案の公募に関する質問書」(様式第 1 号)を作成の上、持参、FAX 又は電子メールによること。

#### (4) 回答方法

FAX 又は電子メールにより個別に回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

また、企画提案書の審査にかかる質問には回答しない。

### 5 応募方法

#### (1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書（様式第2号）

イ 企画提案書(任意様式)

仕様書の内容を踏まえた上で、下記の内容を記載すること。

- ・ 研修内容（時間配分や講義・演習の区分等の具体的な内容を記載すること。）
- ・ 派遣講師の略歴（年齢、経験年数、地方公共団体等における講義実績を記載すること。  
講師の変更は原則認めないので、提出時点で講師が未確定の場合は、想定する全員分について記載すること。）
- ・ 業務の実施体制
- ・ 地方公共団体等における同種科目の研修請負実績

ウ 資格要件に係る宣誓書（様式第3号）

オ 経費見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税を含む総額及び内訳を記載すること。

#### (2) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時必着

#### (3) 提出先

上記2の担当部局に同じ。

#### (4) 提出方法

メール、持参又は郵送（配達記録が残るものとする）に限る。

メール及び郵送の場合は送付時、持参の場合は事前に、電話により連絡すること。

#### (5) 提出部数

各1部

### 6 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価項目を審査し、受託候補者1者を選定する。プレゼンテーションは行わない。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

#### (2) 評価項目

研修内容	・ 仕様書において求めている目的、内容に合致しているか ・ 研修内容が体系的であり、理解促進が図られる組み立てとなっているか ・ グループワーク等について研修効果が高まる工夫等があるか ・ 内容の水準が研修対象者に合致しているか
講師	・ 講師の選定は適切か ・ 必要人数が確保されているか
運営体制	・ 確実に業務を遂行する体制が整っているか

## 7 その他留意事項

- (1) 書類の作成に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否：否
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の提出に係る経費については、提出者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書により別途決定する。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和8年第1回定例会における、令和8年度茨城県一般会計予算の成立を前提に実施するものであり、令和8年度茨城県一般会計予算が成立しない場合は、本公告に基づき生じた権利義務は、効力を失うものとする。